



国連生物多様性の10年

ヒアリ相談ダイヤルの開設について

平成 29 年 9 月 8 日（金）
環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8344
外来生物対策室長 曾宮 和夫 （内線 6680）
室長補佐 八元 綾 （内線 6681）
担当 鎌田 憲太郎 （内線 6474）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、本年6月以降、我が国の港湾内や中国等から輸入されたコンテナ内部、積荷等から確認されており、多くの方から相談が寄せられています。

環境省では、国民の皆様への正確な情報発信及び不安の解消のため、ヒアリ相談ダイヤルを開設いたします。

【ヒアリ相談ダイヤル】0570-046-110

1. 背景と目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき特定外来生物に指定されているヒアリについては、本年6月以降、我が国の港湾内や中国等から輸入されたコンテナ内部、積荷等から確認されています。

ヒアリについては現在、確認地点における緊急的な防除や周辺の調査、世界のヒアリ分布地域との定期航路を持つ港湾における調査等を実施していますが、攻撃性が強く、刺された場合、体質によってはアナフィラキシー・ショック等の健康被害を起こす可能性があることから、ヒアリに関する国民の皆様への関心が高まっており、ヒアリに関する問合せが環境省や地方公共団体の担当部局に多く寄せられています。

環境省では、国民の皆様への正確な情報発信及び不安の解消のため、ヒアリ相談ダイヤルを開設することとしましたのでお知らせいたします。

2. 開設日・対応時間

- ・平成 29 年 9 月 8 日（金）13:00 開設
- ・土日祝日を含む毎日（ただし 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
- ・午前 9 時から午後 5 時まで
- ・ヒアリ相談ダイヤル 0570-046-110

※一部機種では利用できないため、その場合は「06-7634-7300」にご連絡ください。

※通話料は発信者の負担となります。

3. 主な相談対応

- ・ヒアリと疑わしいアリを発見した場合の相談
- ・ヒアリの特徴や発生地点等の一般的な問合せ
- ・ヒアリの健康被害の問合せ 等

※ヒアリ相談ダイヤルでは、国民の皆様からの相談内容に基づき、ヒアリの可能性について回答させていただきます。(疑わしい場合は、必要に応じて写真やサンプル等の提供をお願いする場合がございます)

※今後、環境省におけるヒアリに関する相談先は、ヒアリ相談ダイヤルに一本化します。ヒアリに関するご相談はヒアリ相談ダイヤル又は都道府県の環境部局にご連絡ください。

【関連 Web ページ】

- ヒアリに関する諸情報について※「ヒアリ 情報」で検索
(<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant.html>)